

## 公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により平成 30 年 11 月及び 12 月に実施した平成 30 年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成 31 年 1 月 22 日

山形県監査委員	伊	藤	重	成
山形県監査委員	鈴	木		孝
山形県監査委員	武	田	一	夫
山形県監査委員	加	藤		香

## 第 1 監査実施状況

監査は、監査対象機関 52 箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
消 防 学 校	平成 30 年 11 月 15 日	伊藤委員	武田委員
工業技術センター庄内試験場	平成 30 年 11 月 15 日	伊藤委員	武田委員
庄内空港事務所	平成 30 年 11 月 15 日	伊藤委員	武田委員
小国高等学校	平成 30 年 11 月 15 日	伊藤委員	武田委員
尾花沢警察署	平成 30 年 11 月 15 日	伊藤委員	武田委員
産業技術短期大学校庄内校	平成 30 年 11 月 15 日	鈴木委員	加藤委員
遊佐高等学校	平成 30 年 11 月 15 日	鈴木委員	加藤委員
鳥海学園	平成 30 年 11 月 21 日	武田委員	—
庄内農業高等学校	平成 30 年 11 月 21 日	武田委員	—
庄内警察署	平成 30 年 11 月 21 日	武田委員	—
内水面水産試験場	平成 30 年 11 月 21 日	鈴木委員	加藤委員
置賜教育事務所	平成 30 年 11 月 21 日	鈴木委員	加藤委員
米沢興譲館高等学校	平成 30 年 11 月 21 日	鈴木委員	加藤委員
小国警察署	平成 30 年 11 月 21 日	鈴木委員	加藤委員
庄内児童相談所	平成 30 年 11 月 29 日	鈴木委員	武田委員
鶴岡乳児院	平成 30 年 11 月 29 日	鈴木委員	武田委員
こども医療療育センター庄内支所	平成 30 年 11 月 29 日	鈴木委員	武田委員
知的障がい者更生相談所庄内支所	平成 30 年 11 月 29 日	鈴木委員	武田委員
新庄南高等学校	平成 30 年 11 月 29 日	鈴木委員	武田委員
鶴岡工業高等学校	平成 30 年 11 月 29 日	鈴木委員	武田委員
酒田光陵高等学校	平成 30 年 11 月 29 日	鈴木委員	武田委員
新庄養護学校	平成 30 年 11 月 29 日	鈴木委員	武田委員
鶴岡養護学校	平成 30 年 11 月 29 日	鈴木委員	武田委員
庄内食肉衛生検査所	平成 30 年 11 月 29 日	伊藤委員	加藤委員

庄内職業能力開発センター	平成30年11月29日	伊藤委員	加藤委員
鶴岡中央高等学校	平成30年11月29日	伊藤委員	加藤委員
加茂水産高等学校	平成30年11月29日	伊藤委員	加藤委員
庄内総合高等学校	平成30年11月29日	伊藤委員	加藤委員
酒田西高等学校	平成30年11月29日	伊藤委員	加藤委員
酒田特別支援学校	平成30年11月29日	伊藤委員	加藤委員
鶴岡警察署	平成30年11月29日	伊藤委員	加藤委員
鶴岡北高等学校	平成30年12月3日	鈴木委員	武田委員
酒田東高等学校	平成30年12月3日	鈴木委員	武田委員
鶴岡高等養護学校	平成30年12月3日	鈴木委員	武田委員
酒田警察署	平成30年12月3日	鈴木委員	武田委員
山形空港事務所	平成30年12月3日	伊藤委員	加藤委員
教育センター	平成30年12月3日	伊藤委員	加藤委員
天童警察署	平成30年12月3日	伊藤委員	加藤委員
村山警察署	平成30年12月3日	伊藤委員	加藤委員
最上学園	平成30年12月5日	鈴木委員	武田委員
長井工業高等学校	平成30年12月5日	鈴木委員	武田委員
米沢警察署	平成30年12月5日	鈴木委員	武田委員
飯豊少年自然の家	平成30年12月5日	伊藤委員	加藤委員
置賜農業高等学校	平成30年12月5日	伊藤委員	加藤委員
水産試験場	平成30年12月20日	鈴木委員	武田委員
金峰少年自然の家	平成30年12月20日	鈴木委員	武田委員
庄内教育事務所	平成30年12月20日	鈴木委員	武田委員
鶴岡南高等学校	平成30年12月20日	鈴木委員	武田委員
米沢東高等学校	平成30年12月20日	伊藤委員	加藤委員
高畠高等学校	平成30年12月20日	伊藤委員	加藤委員
長井高等学校	平成30年12月20日	伊藤委員	加藤委員
長井警察署	平成30年12月20日	伊藤委員	加藤委員

## 第2 監査結果

### (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

#### イ 庄内職業能力開発センター

(イ) 予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。

(内容)

郵便切手の在庫管理が適切でなく、合理的理由もなく年度末残高が年間使用額の50パーセントを超えているもの

平成29年度末残高 110,009円 (80.3パーセント)

平成29年度年間使用額 136,945円

### (2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

## イ 支 出

- (イ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(酒田警察署)
- (ロ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないものがある。(庄内教育事務所)
- (ハ) 旅費について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数ある。(鶴岡工業高等学校)

## ロ 契 約

- (イ) 工事請負契約において、工期の延長を行っているにもかかわらず、契約保証期間の変更手続が行われていないものがある。(鶴岡工業高等学校)